会 議 録

会議の名称	令和元年度第2回茨木市個人情報保護運営審議会
開催日時	令和元年8月1日 (木) (年前・午後) 10時 開会 正午 閉会
開催場所	市役所本館 6 階 第 1 会議室
議長	岡田春男(大阪学院大学法学部名誉教授)
出席者	今枝 史絵(弁護士)、浦野 祐美子(人権擁護委員)、岡田 春 男(大阪学院大学法学部名誉教授)、城谷 星(法人理事長)、 森 隆知(立命館大学政策科学部准教授)、森 正治(公募市 民)、安尾 勝彦(公募市民)【7人】(敬称略、五十音順)
欠席者	なし
諮問実施 機関職員	(1)阿田木市民税課長、武部市民税課主幹兼市民税係長、東収納課参事、奥野保険年金課長代理、谷口保険年金課主幹兼年金係長、東井こども政策課長、白波瀬給付支援係長、池田情報システム課係員【8人】(2)吉田危機管理課長、白木係員 【2人】
事務局職員	中村総務部次長兼法務コンプライアンス課長、樋之津法務コンプライアンス課参事兼コンプライアンス係長、南係員、竹林係員 【4 人】
開催形態	公開〉非公開
議題(案件)	(1) システムの遠隔保守に係るオンライン結合について(2) システムのクラウド化に係るオンライン結合について(3) その他
配布資料	(1) 議題(1) 諮問資料 (2) 議題(2) 諮問資料

議事の経過
議題(案件)・発言内容・決定事項
【開会】
本日は委員7人全員が出席である。したがって、茨木市個人情報保護運営
審議会規則第3条第2項の規定により会議は成立している。
本日の事務担当課からの諮問件数は4件であるが、そのうち3件については、いずれもシステムの遠隔保守に係るオンライン結合に関するものであ
り、接続先の事業者も同一であることから一括して審議をお願いする。そ
のため、審議案件としては2件となる。
なお、2件目の案件の事業者と今枝委員が所属する弁護士事務所の間に関
係がある。検討した結果、離席する必要のない案件であるが、念のため自
主的に退席する意向であると聞いている。 この後の議事進行は、審議会規則第3条第1項の規定により会長に議長を
この後の競争進行は、番職云税則第3米第1項の税及により云文に職文を 依頼する。
本日傍聴者はいるか。
1人いる。
【議題(1) システムの遠隔保守に係るオンライン結合について】
それでは、本日の案件の審議に入る。議題(1) システムの遠隔保守に係る
オンライン結合について審議する。関係課に説明を求め、議題を進める
が、その前に事務局から、本件の概要について説明をお願いする。 ************************************
諮問事項は、茨木市個人情報保護条例(以下「条例」という。)第11条第 2号の規定に基づく電子情報処理組織の接続の可否についてである。
本市税担当課、保険年金課及びこども政策課では、現在各課で使用してい
るオンラインシステムを再構築し、令和2年1月からパッケージシステム
を導入する予定である。パッケージシステムの保守業務は、業務受託業者
が自社に居ながらシステムに接続する遠隔保守により、障害発生時等の対
応を行うことを検討している。業務受託業者は既に決定しており、開発業
者に一括で保守業務を委託する予定である。個人情報の提供を目的として接続するものではないが、システムの保守業務の実施に当たり、実施機関
以外の者が管理する端末で個人情報が表示される可能性があることから、
法令等に根拠のない電子情報処理組織の接続として諮問を行うものであ
る。
事務局の説明は以上である。
次に、各担当課から説明をお願いする。
まず、税務システムの概要について説明する。 <以下諮問書及び別紙の読み上げ>

	議事の経過
発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
保険年金課	説明は以上である。 続いて、年金システムの概要について説明する。 <以下諮問書及び別紙の読み上げ> 説明は以上である。
こども政策課	続いて、児童手当システムの概要について説明する。 <以下諮問書及び別紙の読み上げ> 説明は以上である。
情報システム課	続いて情報システム課から、システムの遠隔保守に係る安全対策について 説明する。 <以下安全対策措置の読み上げ> 説明は以上である。
岡田会長 安尾委員	担当課の説明は終了した。何か質問、意見はあるか。 それぞれのシステムについて、共通することがあった。パッケージの開発
	元は、受託予定会社の支社(日立システムズ関西支社)か。パッケージは、各地方自治体で活用するために共通する機能としてまとめて開発し、サポートは地域ごとや支社ごとに行うだろうが、パッケージの不具合等については、関西支社で全部対応できるのか。
情報システム課	茨木市用に構築している部分は関西支社で保守をするが、製造元の大きな 改良等は、別途開発元で対応すると想定している。
安尾委員	パッケージに対して茨木市固有の業務や処理があるとしたとき、パッケージに茨木市専用のカスタマイズやオプション機能を追加していることはあるのか。
情報システム課	カスタマイズで関西支社が作り上げている部分は、一部存在する。
安尾委員	現行のオンラインシステムを今度のパッケージシステムに移行するときに
	一番難しいのはデータ移行になると思う。データ移行がうまくいかないと
	後にサーバーの中のデータベースを閲覧する等、個人情報にアクセスする
	必要が出る。システムのデータ移行がうまくいっており、市から「これは
	どうなのか。」と質問があった場合に開発元が回答・解決するのであれ
	ば、リモートアクセスしてデータベースにアクセスする必要は原則ない。
	その辺りはどうなのか。
情報システム課	現状、運用保守を行っているのは受託予定業者とは別業者であり、データ 教徒についてもるの業者に体質し、データを作成してまた。ている出知に
	移行についてもその業者に依頼し、データを作成してもらっている状況に
	託している業者に確認することも同時並行でしている状態である。
安尾委員	データ移行で大した問題は想定していないということか。
情報システム課	そのとおりである。基本的には例外のデータを事前に精査している。
安尾委員	例外データと茨木市固有のオプション項目もあるのか。

	議事の経過
発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
情報システム課	ある。
安尾委員	では、その後も保守は引きずる。
情報システム課	その点については了承を得ている。
安尾委員	茨木市のカスタマイズも支社でしているので、支社の中で確認のとれる項
	目はあるが、どうしても茨木市のサーバーにアクセスせざるを得ない部分
	もあるということか。その切り分けはどうするのか。何でもアクセスされ
	たら困る。
情報システム課	基本的な内容について事前に確認していることとしては、データベースの
	アクセスについて、受託予定業者からの参照は想定していない。あくま
	で、本当に例外的なもの、どうしてもエラーの原因がデータ解析を行わな
	いと判明しない等、別途、市から指示を出してアクセスする場合のみの形
	で問題はないと認識している。不用意にアクセスすること自体はまずな
	V'o
安尾委員	サーバーのOSやパッチをあてるのは情報システム課で行うのか。
情報システム課	一部、情報システム課で行う部分があるが、パッケージのアップデートに
	ついては業者に行ってもらう。
安尾委員	パッケージの中身だけか。
情報システム課	そうである。
安尾委員	了解した。
森正治委員	資料の表書きで、「諮問参考資料に記載した安全対策を確実に履行す
	る。」とそれぞれ三つともに書いているが、後ろについている参考資料の
	どこに安全対策が書いてあるのか。
事務局	資料の構成としては、諮問参考資料の別紙も含めて一体としているので、
	このような表記になっている。
森正治委員	諮問資料についてだが、現状のあとに「そのため・・・」とあるが、再構
	築を行う理由が書かれておらず、現状と理由のバランスが悪い。資料の中
	身については、きちんと精査してほしい。
	遠隔保守に関する安全対策の1の(3)で、「遠隔保守においては、画面
	の閲覧及び遠隔操作のみを可能とし」とあるが、画面の閲覧と遠隔操作は
	並列なのか。具体的にどういうことを言っているのか。
情報システム課	遠隔保守のとき、特定の端末の画面上に映像を映す形を閲覧とし、その画
	像情報を基に、特定の端末と操作してもらうサーバーだけが通信できるよ
	うにネットワークを構築している状態での操作を遠隔操作と考えている。
森正治委員	その上の(1)のサーバー内のデータベースへのアクセスは、システムへ
	のアクセスか、データベースへのアクセスなのか。
情報システム課	データベースへのアクセスである。システムへのアクセスについても遠隔
	保守をする際には連絡があるとは思われるが、特に今回限定しているとこ

	議事の経過
発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
森正治委員	ろはデータベースへのアクセスについてである。 業務委託の仕様書に書くということだが、もしそうだとすればシステムへ のアクセスについてはこう、データベースへのアクセスについてはこう、 ときっちり書いた方がよい。
情報システム課	特に伝えたかったことは、データベースへは不用意にアクセスできない様 に個別対応するということだったので、このような表記にしている。
森正治委員	わかった。
森隆知委員	森委員が指摘したところと同じところだが、ホストコンピューターと書い
	てあるが、新しいシステムはホストコンピューターを使わないのか。
情報システム課	使わない想定である。
森隆知委員	では、何を使うのか。
情報システム課	サーバーにおける、パッケージシステムでのシステム処理を想定してい
	る。
森隆知委員	ホストコンピューターの定義は、メインフレームというものを表すのか、
	コンピューターを表すのか。
情報システム課	メインフレームを表しており、システム再構築後は、メインフレームを使わない想定である。
森隆知委員	オープン系パッケージシステムのオープンとは、何を表すのか。
情報システム課	汎用的なWebブラウザで閲覧ができるようなWebシステムである。
森隆知委員	法改正に対する変更は各課対応する必要があるというのはまだいいと思うが、データベース障害があったときは、各課で対応するのか、システム課で対応するのか。
情報システム課	内容によって振り分けている。エラーのところで担当課がわからなかった
	場合、システム部門が対応する。処理としては、どのようなエラーである
	かにもよるが、表示している内容から担当課で判断ができない場合には、
	委託業者等に依頼し、原因調査をすることがある。
森隆知委員	この表現だと、各課が全部対応しているように見える。
情報システム課	失礼した。
森隆知委員	今度は新しくパッケージステムが入ったところでも、例えばここの入力が
	間違っているというような対応は、各課で行うのか。
情報システム課	そうである。
森隆知委員	ということは、諮問書の文章だとオープン系にすると各課はすべて対応し
	なくていいように見える。森正治委員が言うように、このシステムに変え スこしによって何が恋わり、何が恋わらかいのかなし、かり書かないし家
	ることによって何が変わり、何が変わらないのかをしっかり書かないと審
	職じさない。逆に、ねてらくメインプレームは遠隔操作ではなく直接来ら れて対応するが、直接来るときでもデータベースの中身を見れる作業と見
	れない作業があるということだから、そこのところがどう変わり、今度は
	Avis TF木/MO/GCV ノーCにかり、モニツCニク/MC ノ友イクリ、ケ皮は

	議事の経過
発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
	この部分で遠隔で、もしかすると個人情報を閲覧してしまう可能性がある
 今枝委員	というところをより明確に書いていただきたい。 対象の情報には、特定個人情報を含んでいると思う。ほかの項目もかなり
	センシティブだと思われるが、例えば特定個人情報を委託先から再委託す
	ると行政による管理・監督が重要となる。再委託は原則禁止と条項にある
	が、再委託をする場合は、直接再委託先も監督しないといけないというの
	は、どうケアされているか。安全対策について、遠隔保守ではコピーでき
	ない仕組みとするものの、指示があればデータベースにアクセスするとい
	う部分で、民間業者で業務委託した先の従業員が個人情報を持ち出して大
	量に流出した事例がある。持ち込み機器の制限に関して業務委託先にどう
	するのか。データベースへのアクセスは業務委託先で行うことになると思
	うので、市が直接監督に行けないのであれば仕様書に細かく記載するとい
+ PR / T. F	いと思う。
森隆知委員	オープン系システム、パッケージシステムとは、すべてを含めたパッケー
体却シュニ)部	ジシステムなのか、ひとつひとつのパッケージシステムなのか。
情報システム課 森隆知委員	ひとつひとつのパッケージシステムである。 それぞれは、別々のサーバーになってる。
情報システム課	そうである。
安尾委員	こうてめる。 諮問の目的のところに「業務委託業者のサーバールーム内に」とある。お
	そらく受託予定業者から提案されて「うちのサーバールーム内にこうして
	こういう環境で行いますから安心してください。」と説明があったのだろ
	うと思うが、私はサーバールームにあるから安心とは思わない。サーバー
	ルームがどのような設備で、そこに出入りする人をどうコントロールして
	いるかがポイントだと思う。次に「専用端末」と書いてあるが、この専用
	端末はこの3つのパッケージそれぞれに別々の端末があるのか、あるい
	は、例えば隣の高槻市や吹田市も契約しているとしたら、高槻市用の端
	末、吹田市用の端末というようになるのかが曖昧だ。カードでの本人認証
	も、その運用として「○○さん、カード貸してあげるよ」と言ったら途端
	に崩れてしまう。例えば、アカウントを分けると言っても、一人の人が両
	方のアカウントを使えるような状況にあれば大変だ。その業者からきちん
	とした内容で言われてるのかどうか精査されているのか。全く違った視点
	で、それぞれの諮問担当課はこのシステムを切り替えることで楽になるの
	か、ランニングコスト、予算は減らせるのか、そういうあたりはどうなの
市民税課	か。 税担当課から説明する。今、税の業務については地方税電子化が進められ
111 区/冗昧	祝担 課から説明する。
	て、国税庁のeLTAXを経由して各事業からデータをもらうような仕組

	議事の経過
発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
	みになっている。基本的にはオープン系のWebシステムを通じてデータの送受信をしていくという方向となっている。現状、税システムは一業者のコードで組まれているデータを使っているが、外字等は一旦別の変換システムを経由したやり取りが恒常化しており、データを使うのにも困難な状態が続いている。今後、この状況はどんどんオープン化、もっと恒常的にほかのシステムとデータのやり取りをしていく方向にあるため、どうし
安尾委員	てもオープンシステムでこちらのデータを構築してやり取りをするための 整備を行う必要性がある。事務としてはそういう方向にもっていかない と、今後の対応は非常に困難になるということは間違いない。 システムの遠隔保守に係る安全対策について、業務委託の契約書の前につ
	いている罰則規定を素直に読むと、受託業務に従事している者又は従事していた者が懲役だ、罰金だと書いてある。法律はそうかもしれないが、そのような問題が起きたときは、茨木市対受託業者である。受託業者と従業員、従事者の間で契約があり、ペナルティや罰金を取る等の問題があるが、これを素直に読むと茨木市が委託先の従事者と直接やり取りするように読めてしまう。
事務局	条例違反に関しては、罰則適用となると茨木市が告発してということになるが、一義的に受託業者との関係になると思うので委託契約書の中で、損害賠償請求等の規程を設けるという形となる。損害賠償を求めるに当たっては、案の第14条に記載する予定にしている。
森正治委員	私の経験から言うと、今までとはおそらくシステム担当課の役割分担が変わる。業務に関しては、システムに対する修正を直接ベンダーに依頼して行う作業があると思われる。その妥当性を情報システムが見るという感じで、今までは情報システムに頼めばおそらくできると言ってたのが、できなくなるということではないかと思う。その辺のところを十分認識して運用する方がよい。もう一点、この保守契約あるいは安全対策だが、監査の項目は入っているか。つまり、カメラを置いて管理している、ユーザーIDやパスワード等の担当者の運用は適切であるかということをきちんと書いてあるのか。もし書いてないとしたら、そのことは絶対書いて実施すべきだと思う。
事務局	契約書の案の第8条で、報告を求めることができる、必要があると認める ときは実地の調査を行うことができるという規定は入れる予定としてい る。
森正治委員	「必要があると認めるとき」というより、適宜監査するという方がより効果があると思う。
安尾委員	監査も一つだが、例えば茨木市が業者に「現場を見せてほしい」と言ったときに、どう対応するかで業者の姿勢や運用が見えてくるものがある。契

			議	事	の		径	過	 					
発言者	議	題	(案	件)	•	発	言	内	容	•	決	定	事	項
ナーソエロ	約というだ も、かなり	大事	であ	る。									-	
森正治委員	ざ現場に見	に来	た。	ロップ	ゥー は	きち	5ん。	と施	錠さ	れて	ことい	るか	等を	(者がわざわき)(きっちりチ)(うなど適宜)
	確認するの	が良	いと	思う。	個別	の護	果が多	実施	する	のカ	, i	青報	シス	テム課が実
岡田会長	かなりのレほかにない	ベル			191617	<i>-</i>			🤉				,	51
森隆知委員						_		-					_	ているので 遠隔接続に
													- 	いう修飾部 を受けるこ
		によ	って	は、そ	とのあ	との	- > 「∱	乍業	終了	に保	中美	業者	から	の云々、報
		でき	る。	こうレ	うと	ころ	を見	月確(にし	、多	重り	こ理	解さ	」に入ると れないよう 約書を作成
		ので	, こ	ういき	うとこ	ろを	こして	っか	りし	てお	3 < 3	_ と	が、	個人情報に
岡田会長	で、その部 私は、電子				青報処	理専	門訇	家では	はな	<,	電	子情	報処	理組織につ
	全が確保さ	れて	いる	か否か	ットハ	うこ	とし	こつ	ハて	、確	超が	きる	信念	について安 を持って結
	は前提から	導き	出さ	れる糸	苦論と	の間	引には	3V)	て、	その	論理	里の	展開	て、あるいが合理的で
	のようにな	るか	わか	らない	が、	本日	の会	会議	にお	いて	[各氢	委員	が指	。結論がど 摘したこと
	を肝に銘じ 私どもが検 		てみ		に思う	のて	·	旦当計	課は		きをは	-		•
事務局			いた	だいた	こので	、す	-ぐり	こ対ル	芯し	ない	トとり			こと、仕様問書の中身
														同様の諮問 実地調査の
	_													結させてい るかが新し

	議事の経過
発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
岡田会長	い課題である。業務委託契約書(案)の第8条の条文を使って、頻度や誰がいつ行くのかという新しいルールを作っていかないといけないと思うので、それについても今後の課題として、事務局も一緒になって考えたい。 了解した。諮問の目的で、障害発生時に迅速に対応することが可能となることから条例の第11条第2号の要件に該当するということで、本文で実施
	機関以外の者が管理する電子情報処理組織と接続してはならないとあるが 例外的に接続させてほしい、接続するということについてどうであるかと 意見を求められている。担当課の説明を念頭に置いてどのように答申すべ きか意見はないか。
森隆知委員	基本的には、業務の改善にもつながるということであるので接続を認める。ただ、このシステムの保守の安全対策のところの文言、契約書のことについては、より慎重、丁寧な対応を求めたいと付帯事項をつけるべきかと思う。
岡田会長	諮問目的の障害発生時に迅速に対応するという点については、疑問の余地はない。迅速に対応することが第11条第2号の職務の遂行のため特に必要があり・・・という条文にはなっている。職務遂行のために必要・・・というのは障害発生時に迅速に対応することができると取れるが、障害発生時に迅速に対応することが引能となることが条文との関係において特に必
森正治委員	要であるかどうか、森委員がおっしゃるように付帯事項をつけることについては、私はその意義を認める。諮問事項を承認することに異議はないが、特に必要があるという条文の規定の趣旨からいって、森委員、各委員が担当課に対して出した個人情報保護の観点からみた措置、その他立入検査等の可能性についての要望を付け加えるべきではないかと私は思う。安全対策についての文言が曖昧だと森委員から指摘があったが、出来れば
WT.11 & S.	このときの安全対策について、委託の仕様書のひな形を、情報システム課からかどこからかはわからないが、きっちり作っておくことが大事だと思う。でないと毎回、あっちへいったりこっちへいったりする議論になる。 先ほどあったように、迅速に対応するということについては会長がおっしゃる通り問題ない、世の中の流れや働き方改革からみてもそうだと思う。だがやはり、ベースになるものをきっちり作っていただくことが必要だということをお願いしたい。
岡田会長	そのことに関しては、担当課が退席される前によくよく注意して、そういうことに配慮して今後事務を遂行するよう言ったつもりだが、諮問の答申 にきちんと書いておく必要がある。
城谷委員	担当課の監査みたいなものは、我々、この審議会がするのか、それとも何かほかにあるのか。いろいろな議題があがってくるが、そのことに対して承認となった後、中間報告はされるのか、それともこのまま終わりになる

	議	事	の	希	圣	過							
議題	(案	件)	•	発	言	内	容	•	決	定	事	項	
この審議会の原	「掌に							_		_			
る機会がある。 しているのか、	今日すべ	ご指摘。 てを審	をい 議会:	ただ が進	いた 行管	ここ。管理	とをする	しっこと	かります	り担では	当課お願	がチ iいし	エックていな
管理体制がどこ	こまで	、どん	な形	でや	るの	つか	とい	うの	はっ	大き	な問	題だ	と思う
う気がする。								-					
務になるため、	その	業務が							Ü				
条例第11条の電	主子情	報処理						-					
											-		
諮問し同意を得	引て特 ^ク	例許可:	を出	すこ	とと	こな	るが	、そ	-の。	とき	は同	意か	ないと
は、諮問機関の	答申	につい	て行	政機	関に	は拘り	東さ	れな	こしいか	とめ	、各	委員	が心配
先ほど話にあっ	った仕り	様書の	ひな	形を	·作る	5部分	分に	つし	いて、	個	人情	報保	:護委員
ェックするとい	うの	であれば	ばそ										
		_	-										
									-				
													-
きている。更に	に新し	い動き	もあ	り、	前回	Ū、́	今回	と市	すとし	して	も仕	様が	きちん
に仕様を固めて	こいる.	段階なの	ので	、令	和 2	2年	1月	の募	契約に	こ向	けて	は、	おっし
	のこ前るしい管が専う広務ク条とて答て諮無はし先会エう情のをどっる前きとにかの回機でと理、門気いにが例にい申も問視、でほがッ形報選持のたと回て固仕ど審の会い考体言のが意な入第つるをいしし諮いど出クでシ択っ話といもいま様う議審がるえ制っ委す味るる11い。尊い同で問る話しす今ス、たのきっ少るっをな会議あのるがて員るでたこ条で当重の意特機こにてる後テ選人中にたし。で固のの会るか。ども会。はめとのは該しでを例関とあいと検ム別がで、、お更いめである。、幸ごされ、、に買、署だに復割のをいる。、幸ごされ、に買、署だに復割のをいる。、幸ごされ、に買、署だに復割のをいる。、幸ごされ、に買、署だに復割のをいる。、幸ごされ、	、 、 、 、 、 、 、 、	議り、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	議題(案件)・ 意義のか。 家件)・ 意義のか。 家のか。 な会議議のか。 な会話議あのの会いのででは、、なども会のでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	議題(案件)・発 のか。 にはたがうであの にはただ進なやる管 のかの回し機では、し指をでは、では、というであのの自機では、では、というであのの会いを関する。というである。 というである。どいのでは、しばないのでは、しばないのでは、しばないのででは、では、ないのの会いをできないのででは、では、ないのののの。というである。というである。というである。というである。 といりのでは、ないののでががができない。 ないに、ないのでは、といりのでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	議題(案件)・発言 のかが。 このでは、、とないでは、、とないでは、、なののでは、、とないでは、、とないでは、、とないでは、、とないでは、、とないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、	議題(案件)・発言内のかどうなのか。この審議会の所掌には、進捗管理に、だなどのででは、進歩管理に、だいででは、と考になる。今すべきをででいたないである。では、他と考している。では、ないのでである。では、ないのでではないであるでは、ときなどがよりがであるでは、というのでは、というのでは、というのでは、というのでは、というのでは、というのでは、というのでは、というのでは、といりののでは、というのでは、というのでは、というのでは、というのでは、というのでは、というのでは、というのでは、というのでは、といりののでは、というのでは、というのでは、というのでは、というのでは、というのでは、というのでは、というのでは、というのでは、といいののでは、というのでは、というのでは、というのでは、というのでは、というのでは、というのでは、というのでは、というのでは、といいののでは、というのでは、といいののでは、というのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、このたいのでは、大は、といいのでは、大は、といいのでは、大は、といいのでは、大は、といいのでは、大は、といいのでは、大は、といいのでは、大は、といいのでは、大は、といいのでは、大は、といいのでは、大は、といいのでは、大は、といいのでは、大は、といいのでは、大は、といいのでは、ないいのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	議題(案件)・発言内容のかどうなのか。この審議会の所掌には、進捗管理までは含れでになっていた。とれていたで報告をしたようにただいたでをもというなのが、この審議会の所掌には、進捗管理にないたとをものにる機会がある。今日ご指審議会が進行ででかるのか、なりないと考える。報告の中でどんな形でやるのらいでもされている。報とであるでとれないであるで理体制がどこまでがないとききなどが、専門の委員事務のというたいとは、監査業務がしつかれていた。とは、監査業務がしている。とは、監査業務がしている。当該審議会はなり行われていたが、のが入ることはある。条例第11条の電子情報処理組織の接続の意とはないらいのものはないがのいるとはないのではないか。特定というが特別ないというではないがのにはないがのにはないがのにはないがのにといいのではないがあり、されなりのものが、は、ことを答申書であい、は、ことを答り本のに必要全にであいたときのであればると、「報子といい方形で会検討している。当はであるとは様書でいる。までは、監査を答りまでは、これなりのを答り、ないのではないが、まさまにど話にあるととを答けましている。までであいが、システムの開発・シアンのでの後検討してほしい。情報システムの開発・シを持つには、選択をするのが、システムの開発・シを持つに、、選択をするといい。情報システムの開発・シを持つに、、選択をで変速にでないが、かったときいった、は重したが動きもあり、ご意見にないが、記憶に関めているといった。は、これに対しているといかが、これに対しているといかが、これに対しているといかが、システムの開発・シを持つに、選択をで変速には、対しているといが、から出ているといいが、これに対している。これに対しているには、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	議題(案件)・発言内容・のかどうなのか。この審議会の所掌には、進捗管理までは含んでいるがのか。この審議会の所掌には、進捗管理までは含んでいたが、前回の審議会の所掌には、進捗管理までは含んでにほる機会がある。今日ご指摘をいただいたことをことしていと考える。報告のでどんな形でかるがないこと考えがある。を理体制がどこきりがないことである。ところがないでも含などがその担当課の管理を行うが、でいるとでは、監査委員事務局というところがあるが、では、監査委員事務局というところがあるが、では、監査委員事務局というところがあるが、のが第11条の電子を対しつかり行われている。条例第11条の電子を表したが、では、監査委員がしている。見を聴機というがのではないが、にている。等重しなけないが。特定とといかがまでは、でもいいの意を得でではないが。特定とといかがまでは、でもいいの意を得である。というがのではないがの時でととといいが、さいることを答は出して特別の答を申書の中にはなり込み、担当の表ができままが、かれた要とであれないのではないが、ないには、これないのであればそれなりのものができままがで、選別するといきのであればそれなりのものができままがで、選別するといいのであればそれなりのものができままがで、関連状た人がシステムの開発が、システムの開発が、システムの開発が、システムの開発が、システムの開発が、システムの開発が、システムの開発が、システムの開発が、システムの開発が、システムの開発が、システムの開発が、かれた要がで、であるといいのであればそれなりのものであればそれなりのものであればそれなりのものでは、選別するといいのであればそれなりのであればそれなりのであればそれなりのであればそれなりのであればそれなりのであればそれなりのであればそれなりのであればそれなりのであればといいのでは、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対して	議題(案件)・発言内容・決のかどうなのか。 この審議会の所掌には、進捗管理までは含んでいない。前回の審議会の所掌には、進捗管理までは含んでいない。 る機会がある。今日ご指摘をいただいたことをしっかはしているのか、すべてを審議会が進行管理するこのかといき考える。報告の中でどのような形でやるのかというある。 存理体制がどこまで、どんな形でやるのかというのある時間の委員会などがその担当課の管理を行う状況でない。 京気がする。 広いるまとはある。 条例第11条の電子情報処理組織の接続の制限だが、上ている。当該審議会は参与機関ではなく諮問機関である。 を申を尊重しなければならないという訳ではないので、 ないのではないか。特定行政庁が特例許可を出すこととなるが、 ないのではないか。特定行政庁が特例許可を出すこととなるが、 をいる。当該審議会は参与機関ではなく諮問機関である。 年税して特例許可を出すこととなるが、 をのでもいいのではないか。特定行政庁が特例許可を出すこととなるが、 なの指規して特例許可を出すことは出来ないから、かなりには、 路間機関の答申について行政機関は拘束されないた。 たほど話にあった仕様管理措置、あるいはその委託にあった仕様管理措置、あるいはそののができる。 の形で今後検討してほとい。 情報システム部門の役割が、システムの開発・運用から、 の選択、選別する仕事のかればそれなりのものができる。 う形で今後検討してほしい。 情報システム部門の役割が、システムの開発・運用から、 を持った人がシステム部門にそのであればそれなりのものができる。 で考を検討してに、 業者選択をする部門とペアでみた方がいた。 といった、 仕事内容の変化も少し考えてみた方がいた。 としまっている。 更に新しい動きもあり、 う思でに新しいただいた。 に仕様を固めている段階なので、 令和2年1月の契約に	議題(案件)・発言内容・決定 のかどうなのか。 この審議会の所掌には、進捗管理までは含んでいないと思 前回の審議会で報告をしたように、年度初めにほかの事担 しているのか、すべてを審議会が進行管理することとでした。と考える。報告の中でどのような形でできるのかはは大き ずが、言ってきりがないことであるから、やはりあるるという。 専門の委員会などがその担当課の管理を行う状況でする。 広い意味では、監査委員事務局というところがある。今回 う気がする。 広い意味では、監査委員事務局というところがある。今回 う気がする。 ない意味では、監査委員事務局というところがある。というが入ることはある。 条例第11条の電子情報処理組織の接続の制限だが、当審議とについては、「実施機関が審議会の意見を聴いた上でいる。当該審議会は参与機関ではない路がのではないか。特定行政庁が特例許可を出すこととなるがいかのではないか。特定行政庁が特例許可を出すこととなるがいるのではないか。特定行政庁が特例許可を出すこととなるがにないたとき 無視して特例許可を出すことは出来ないから、かなり慎重は、諮問機関の答申について行政機関は拘束されないたとき 無視して特例許可を出すこととは出来ないから、かないは、諮問機関の答申について行政機関は拘束されないたとき年まの中に盛り込み、担当課にからとき無視していることを答申書の中に盛り込み、担当課にからときを当まのからであればそれなりのものができるととが出している安全管理措置、あるいはその委託先の選定エックするというのであればそれなりのものができると思う形で今後検討してほしい。 情報システム部門の役割が、システムの開発・運用からパの選択、選別する仕事へとウエイトがかなりシフトしている持つた人がシステム部門のであればそれなりのものができると思いた人がシステム部門とでであるというに表しているの選解保守については去年くらいもときに、業者選択をする部門とペアでみた方がいいの前回も少しお話ししたが、遠隔保守については去年としている。更に新しい動きもあり、前回も少しお話していいる。更に新しい動きもあり、前回をからに対している。で記録に対しているときに、業者選択をするので、令和2年1月の契約に向	議題(案件)・発言内容・決定事のかどうなのか。この審議会の所掌には、進捗管理までは含んでいないと思ってる機会がある。今日ご指摘をいただいたことをしっかり担当離しているのか、すべてを審議会が進行管理することまではお意識を増進をしたようなが走行でできることまではおきずが、きまさします。とれる形でであるがは大き度しついと考える。報告の中でどのような形でやるのかは大き度しついと考える。報告の中でどのようながでできるいは大程度しついきます。ままでは、まさを関連を行う状況でないととであるから、やはりある。今回の委員会などがその担当課の管理を行う状況でないと言味では、監査委員事務局というところがある。今回の業にい意なるため、その業務になるため、その業務になるため、というところがある。今回の発とについては、「実施機関が審議会の意見を聴いた上で」クが入ることはある。条例第11条の電子情報処理組織の接続の制限だが、当審議会にうがなるため、その業務になるため、表の電子情報処理組織の接続の制限だが、当審議会にいいては、「実施機関が審議会の意見を聴いた上で」から、答申を尊重しなければならないという訳ではないので、決定ではないので、は、諮問機関の答申については、「実施機関は拘束されないので、でもいいのではないか。特定行政庁が特例許可を出すこととなるが、そのと真ににないから、かなり慎重に行政機関は拘束されないたのではないから、各にほど話にあった仕様書の中に盛り込み、担当課に要請したの、ときは同様製いステム部門の役割が、システムの開発・運用からパッケの選択、選別する仕事へとウエイトがかなりシフトしている。もの選択、選別する仕事へとウエイトがかなりシフトしている。を持った人がシステム部門に育して場合といったのでので、例えば事業者に「現場に出るから見まででできるといった人がシステム部門に育してもからりまでは、業者選択をする部門とペアで行ったから見まっているがある中で、対応に対いたが、遠隔保守についてはま年としてもたいる。更に新しい動きもあり、前回、今回と市としてもには様を固めている段階なので、令和2年1月の契約に向けて	議題(案件)・発言内容・決定事項のかどうなのか。この審議会の所掌には、進捗管理までは含んでいないと思っている前回の審議会で報告をしたように、年度初めにほかの事項も含めてる機会がある。今日ご指摘をいただいたことをしっかり担当課がチしているのか、すべてを審議会が進行管理することまではお願いしいと考える。報告の中でどのような形でできるのかは、また考えた管理体制がどこまで、どんな形でやるのかというのは大きな問題だが、言ってもきりがないことであるから、やはりある程度しっかり専門の委員会などがその担当課の管理を行う状況でないと意味がなう気がする。広い意味では、監査委員事務局というところがある。今回の業務は務になるため、その業務がしっかり行われているかというところものが入ることはある。条例第11条の電子情報処理組織の接続の制限だが、当審議会に諮問とについては、「実施機関が審議会の意見を聴いた上で」行うことている。当該審議会は参与機関ではなく諮問機関であるから、行政答申を尊重しなければならないという訳ではないので、強めの要望てもいいのではないか。特定行政庁が特例許可を出すとき、建築審諮問し同意を得て特例許可を出すこととなるが、そのときは同意が無視して特例許可を出すことは出来ないから、かなり慎重に行う。は、諮問機関の答申について行政機関は拘束されないため、各委員していることを答申書の中に盛り込み、担当課に要請したいと考え保にご話にあった仕様書のひな形を作る部分について、個人情報保会が出している安全管理措置、あるいはその委託先の選定基準に沿去ックするというのであればそれなりのものができると思うので、

	議事の経過
発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
岡田会長	ようなものを示して、今後遠隔保守を導入、あるいはそれに倣った形でやるという風に進めていきたいとは考えている。 ほかにご意見があれば、いかがか。
	担当課との事実確認を含めたやりとりは、担当課が退出した後の議論と同じものだとして、委員の先生方は繰り返しになるので発言を控えているかと思う。委員会の意見として答申書を作成するときはその点も踏まえて全体として作成をする。
事務局	了解した。
岡田会長	それから答申案及び議事録については、会長代理にも確認願いたい。電子情報処理専門ではないから、それこそ、「てにをは」が変わっていても変わっていることについてすぐに分からないことがある。なので、会長代理の森先生にも議事録の信憑性について確認していただきたいということを議事録にとどめ、現にそうしていただきたい。
事務局	了解した。
岡田会長	ほかに何か意見はないか。それでは、本件議題における電子情報処理組織の接続については、市民の福祉の向上又は職務の遂行のため特に必要がある場合であって、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると実施機関が認めることに異議はないか。
各委員 岡田会長	< 異議なし >
	英職なして認める。たたし、繰り返しになるが、各甲音には番職云の息向 を付帯意見として記載されたい。
	<今枝委員退席>
	【 議題(2) システムのクラウド化に係るオンライン結合について】
岡田会長	次に議題(2) システムのクラウド化に係るオンライン結合について審議する。関係課に説明を求め、議題を進めるが、その前に事務局から、今回の 案件の概要について説明をお願いする。
事務局	諮問事項は、条例第11条第2号の規定に基づく電子情報処理組織の接続の 可否についてである。
	本市危機管理課では、令和元年9月から防災情報システムを導入する予定
	である。このシステムは、災害発生時に通報等により把握した被害状況や
	避難所からの救援物資の要請等をクラウドで一元管理し、情報共有することで道路管理や避難所管理に利用することを想定している。
	C C 追路管理や避難が管理に利用することを認定している。 個人情報の提供を目的として接続するものではないが、クラウド化に当た
	り、実施機関の保有する個人情報が受託者の管理するサーバーに記録され
	ることから、法令等に根拠のない電子情報処理組織の接続として諮問を行

	議事の経過
発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
	うものである。
	事務局からの説明は以上である。
岡田会長	次に、危機管理課から説明をお願いする。
危機管理課	<以下諮問書及び別紙の読み上げ>
	説明は以上である。
岡田会長	危機管理課の説明は終了した。何か質問、意見はあるか。
安尾委員	スマートフォンやタブレット端末を利用するとのことだが、これは市職員
	が常時持っているものか、市のスマートフォンやタブレットを職員に貸与
Fr 1/1/ fafe are are	しているのか。
危機管理課	市が保有しているスマートフォンやタブレットを貸与して運用している。
安尾委員	何台貸与しているのか。
危機管理課	現在スマートフォンを14台、タブレット端末を34台確保している。
安尾委員	その台数でカバーできる範囲なのか。
危機管理課	システムを運用し、応急対応に当たっていく中で、数に不足が生じれば今
	後数を増やす予定は考えているが、現状はこの数で避難所運営や応急対応
少良禾县	を行っていく。
安尾委員	その場合、それぞれの端末と職員個人が紐付けられ、その人しか使えない
产业级空工用量用	ということか。 違う。それぞれの避難所や課ごとにIDが付与される形となる。端末が変
危機管理課	達り。それぞれの避難所や謀ことに「Dかり与される形となる。端末が変 わってもそのID・パスワードでログインすれば、その権限者としてシス
	アムを利用することが可能である。
安尾委員	ノムを利用することが可能である。 しかし、次の人へ交代しても、スマートフォンの中に前任の人が撮影した
女尾安貝	写真などの情報が残る。
 危機管理課	プラなこの情報が%る。 スマートフォンに関しては、基本的に応急対応する課ごとに台数を割り当
	てて配置している。その課の中で撮った写真や保存したデータなどは、庁
	内LANに移して保存していくことも考えている。
 安尾委員	どのような事態があっても、職員が私用で持つスマートフォンは使わない
	ということか。
 危機管理課	C・・・ C C
安尾委員	基本的では分からない。使うか、使わないか、どちらかである。それがは
	っきりしないとシステムの前提が変わる。職員間でLINEを使って情報
	共有を始めるかもしれない。職員の間でそういう機能は使わないのか、プ
	ライベートで。
 危機管理課	プライベートについては分かりかねる。
安尾委員	利用しているとして、その上で該当のスマートフォンを利用していくこと
	になったら、話がややこしくなってしまうことがありそうだが。
危機管理課	現在利用しているスマートフォンやタブレット端末にも情報共有用のアプ

	議事の経過
発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
少日	リケーションは導入している。
安尾委員	使用者を限定し、IDを決めているならそれは構わない。私用のスマート フォンを公用の業務に使うことはないのか。そもそも、この安否確認とい
	うのは、職員のプライベートのスマートフォンや携帯端末にメール等が飛
	び、それに対し返事を出しているのではないか。市民にとっては、その境
	目が非常に難しい。連絡が安否確認として市から来ているのか、災害対策
	からの指示として来ているのか。咄嗟のことで冷静に考えられないときな
	ので、きちんとした切り分けができるのか。またその端末の数で、例えば
	昨年6月に起こったような災害への対応が可能なのか。クラウドに接続す
	るためにネットワークが必要だが、何を使うのか。例えば、スマートフォ
	ンやタブレットは通信キャリアのネットワーク利用にするのか、何か別の
<i>在</i> →₩ <i>於</i> 7円 章田	手段、Wi-Fiみたいなものも可能とするのか。
危機管理課	基本的に現場から情報を入力する際には、スマートフォンやタブレット端まが割約している通信ない以来の回線な体を、それ以外は使わない。
安尾委員	末が契約している通信キャリアの回線を使う。それ以外は使わない。 市としてのWi-Fiも置いてないのか。秘書課にはあるのか。
女尾安貞 危機管理課	市として、災害対応用として公共施設等にWi-Fiは設置していないの
70000日之际	で、それを利用することは今のところない。
安尾委員	あと「誰がどうなった。」というような通報は消防にまず入ると思われ
	る。119番で救急車の要請をするというようなことが考えられるが、消防
	機関との連携や情報共有はどのようになるのか。
危機管理課	消防については、消防独自でシステムを構築しているため、このシステム
	と直接連動することはない。ただ、応急対策する上で、例えば土砂崩れが
	発生して、119番通報が市への通報より先にあり、消防隊が先に駆けつけ
	た場合、クラウドシステムを使って現場の情報を共有した上で、対応を指
#P 4 P	示して市の土木部門に引き継ぐことは想定している。
安尾委員	例えば、今大けがをしてる人は119番に通報しているかどうか分からな
	い。このシステムを使ってすべての個人情報を登録し、後で消防局のデー タと突合して消防局にない情報をチェックすることはないのか。
した た機管理課	例えば実施機関で把握している重症者と、119番で入電あった情報を必要
) 图 及 日	があって突合することはあるが、クラウド上に119番で入った情報を逐次
	挙げてもらったり、こちらに入電された負傷者の情報をすべて挙げたりと
	いったことは、今のところ想定していない。
安尾委員	例えば会社が定める連絡網のように一つの方法だと、途中で参加できない
	人がいると必ずしも機能しなくなる。複数の情報、例えば事業所単位や仕
	事別など三種類程度の情報があって初めてかなりのことが網羅できるとい
	うことを経験した。この仕組みだけで本当に全部の情報がキャッチアップ
	できるのかどうか、検討はしたのか。

	議事の経過
発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
危機管理課	これまでは、紙媒体や電話連絡等によって、あとはパソコン上で整理して
	いるファイル等で共有を図ってきた。今後も大規模災害などの電力不足で このシステムが使えない場合は、従前どおりの対応をしていくことも想定
	している。ただし、それだけでは円滑な共有が図られないので、今回この
	ようなシステムを導入して情報共有を円滑化しようということとなった。
安尾委員	ということは、茨木市として、根本の情報ベースは別にあって、システム
	は補助的に使うのか。
危機管理課	今後に関しては、これをメインに使っていきたいと考えている。
安尾委員	ここにあるものが全てであると。
危機管理課	そのとおりで、ここにあるのが基本的に全てであると考えている。ただ、
	ここに挙げる情報に関して、それぞれの所管の中だけで解決する話や電話
	対応ですぐに解決する話といった軽微な情報もすべてここに網羅していく
	ことまでは予定していない。災害対策本部側として対応を検討する必要が
	あるものなど、ある一定の共有や指示が必要なものを共有していくと考え ている。
安尾委員	でいる。 職員には、使用するメニューや挙げる情報について徹底されるということ
	か。また、安否確認も全部ここに載せるのか、別枠でやるのか。例えば今
	回のシステムと職員の安否確認システムと電話で収集した情報のデータベ
	ースの3つを災害対策の情報源にするとして、その中で当該システムがど
	ういう位置づけでどこの部分を担うのかを知りたい。
危機管理課	職員の安否確認については、今まであらかじめ作成している電話連絡系統
	に基づいて電話連絡を入れており、場合によってはメール等で参集指示等
	を送っていた。今後は、このシステム上で一括してメール配信を行い、安
	否情報や参集可能時間等を把握し、回答結果に関しても各課それぞれで確
	認することができるようになる。このシステムを主体に運用することを考
	えているが、メール等の返信がなく連絡がつかない職員に関しては、引き はま電話は彼るなる以票かなめ、電話は彼然では完ける第四も表えてい
	続き電話連絡系統も必要なため、電話連絡等で補完する運用を考えている。
安尾委員	^{る。} それぞれのキャリアの各基地局でバッテリーがあがって使えないというと
文尼安 貞	きでも、市としては災害情報の収集の対応をせざるを得ない状況があり得
	る。そのときはそのときということか。
危機管理課	できるだけ多くの想定はするが、このシステムがあればすべて解決するも
	のではないと認識している。様々な手段を講じてバックアップ、補完し合
	いながら進めていく。
安尾委員	システムでカバーできる範囲をきちんと決めておくことが大事だ。その範
	囲を決めておかないと、いざ災害が起こったときに、システムで入力すれ
	ば問題ないと思っていたのに、結局全然使い物にならない、機能しないと

	議事の経過
発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
	いうようなこともある。システムの使用方法と使用する範囲、条件を職員
△-1 466 かたマ田 ∋田	に徹底することが大事だ。
危機管理課	おっしゃるとおり、運用開始前に職員に周知する予定である。
森正治委員	安尾委員の意見に重なるが、周知に必要なのは、システムがカバーできる 範囲、そのもの運用の仕方、手順書をきちんと徹底することである。そう
	電面、てのもの運用の圧力、子順音をさらんと徹底することである。です でないと、いざ避難所行ったけど、「どうやって使うねん。」ということ
	が起こりやすい。万が一通信が全然使えない場合どうするのかとか、ある
	いはこの場合は諦めるということとか。去年地震や台風が発生したことも
	あるので、そういった想定をした上できちんと決めていただくことは絶対
	必須だと思うのでお願いしたい。今回の諮問についてだが、災害情報管理
	システムを導入するに当たり、個人情報を扱うけどいいかということと、
	クラウド方式でやるけどいいかということと、2つ確認したいということ
	カ・。
危機管理課	前者の個人情報を扱うこと自体は、災害時の事務で目的の範囲内で既に収
	集しており、問題がないと考えている。今回は、クラウド上のサーバー内
	に職員の個人情報が記録され、市民の個人情報も記録される可能性がある
术	ことから、諮問している。
森正治委員	クラウドはこれからの世の中の大きな流れなので、これについてももう少し、整理士を以票があるのではないか
事務局	し整理する必要があるのではないか。 今回、クラウドに関して第1号の諮問となる。今回は限定的な個人情報だ
事 幼儿	が、個人情報を取り扱うシステムをクラウド化するときの対応について
	は、今後検討していかないといけないと考えている。
森正治委員	市民の方から安否や被害報告について、直接通報を受ける仕組みになって
	いるのか。例えば、市民が写真を撮り、被害状況の説明を送ることはでき
	るのか。
危機管理課	自由に投稿できるシステムではない。
森正治委員	なぜしないのか。
危機管理課	電話等で通報があったものに関しては、市として優先順位をつけて対応し
	ていくことになる。市民の方からの要請を受け入れた場合、そこに優先順
	位をつけて対応できるかどうかの確約が今のところできないため、自由に
*	通報し、対応を依頼するシステムにはなっていない。
森正治委員	今の段階ではなっていないが、システムとしてはそれを受け入れる機能は
危機管理課	あるのか。 機能自体もない。市の対応状況や現在通行止めの箇所に関する情報等シス
121成日/生味	機能自体もない。中の対応状況や現任通行正めの固別に関する情報等シス テムで共有している情報を住民に対して公開していくことはできるが、市
	民が現場で撮った写真を投稿して通報するような仕組みはこのシステムに
	はない。

	議事の経過
発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
森正治委員	個人的な意見かもしれないが、市民参加型の市政を実施していくというの
	が大きな流れと思うが、先ほど私が申し上げたようなことについては、少
	し前向きに検討されてもいいのではないか。もちろん災害時なので、やた
	らと通報が来ると困るというのもあるだろうし、どちらかというと平時の
	方が多いのかもしれないが。標識が倒れてるといった情報は、職員が集め
	るだけでは手が回らずに、市民の声を吸い上げていく仕組みがいるのでは
	ないかと思う。これは危機管理というよりも、道路管理や公園部門とかに
	なるかと思うが。だから、聞きたかったのは、この仕組みの中でそれがな
	いのかなと。その辺については、無理なら無理で全然構わないと思うが、
	機能の有無をはっきりしておいて、検討した方がいいのではないかと思
少日壬巳	う。直接クラウドとは関係ないことだが。
安尾委員	我々の日常の中ではインターネットを使うアプリケーションやメールも含
	めて、ITはすべてクラウドである。クラウドだからどうのこうのって言
	ってるのではなく、事業者のアプリケーションとシステムの管理が適切な
	のかどうかに着目しないと。クラウドに目がいくと、議論の焦点がぼやけています。なるようにのは思い意識で、既におびの中では、で
	てしまうのではないか。クラウドの使用は常識で、既に生活の中で使って
	いるようなことなので、それよりもそのアプリケーションとシステムの管理は対象があればるない。それよりもそのアプリケーションとシステムの管理は対象がある。
	理体制が妥当かどうかという部分だと思う。業務委託する際、こういうシュニュな物料を設する中で、こういるもでにの業者な関しばしいる場合と
	ステムを複数検討する中で、こういう点でこの業者を選んだというポイン
在	トがあるのか。 今回の選定に当たっては、公募型のプロポーザルにより仕様を満たす条件
危機管理課	で広く一般から提案してもらっている。プロポーザル選定委員会の会議の
	中で価格面や機能性を比較して選定したもので、その中で特に委員の評価
	「一、「一、「一、「一、」」
	使うため、普段使っていないシステムをこのときだけ使う職員もいるた
	め、初見でも、マニュアルに頼らずとも容易に操作できるのではないかと
	め、
安尾委員	どのくらいの数の市町村がこのシステムを使っているのか。
以	「一ついりいの数の印刷がこのラステムを使うでいるのか。 何が言いたいかというと、利用団体が多ければシステムが発展していく可
	能性があると思われるが、数が少ないと、来年で契約打ち切りなんてこと
	もある。現実には、システムを維持するのにこの保守料では難しいという
	問題が多い。そういう状況も確認しておいた方がよい。
 危機管理課	他市の導入実績でいうと、近隣では吹田市が利用している。また、川口市
/ 位 恢 自 生 味	等20万人規模を超える人口の自治体で活用されているところは聞いてい
	寺20万人規模を超える人口の自信性に信用されているところは聞いている。
安尾委員	る。 であれば、他の自治体と連絡を取り合い連携したら、より良くなる。
	そのとおりである。このシステム自体が、これまでに導入した自治体の声
池汲日生味	こっしゅり、このつ。こっと、ハーカロドル、これのよくに等人しに日伯仲のア

	議事の経過
発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
	を反映して機能を拡張してきたという実績もあるので、事業者からもユー
	ザーから多数寄せられる要望に関しては、バージョンアップ等で対応して
	いく旨聞いている。システムを運用していく中で、課題が色々見えると思
空 尼禾昌	うが、バージョンアップとして要望していこうと考えている。 東業者がそのように説明していると思うが、東業者の立根ではなく。使用
安尾委員	事業者がそのように説明していると思うが、事業者の立場ではなく、使用 者が良いところ、悪いところをきちんと把握して使った方がいい。
森正治委員	私が先ほど質問したのは、今回「システムのクラウド化に係るオンライン
林业旧女员	結合について という標題になっているが、諮問参考資料の中身がクラウ
	ド化というよりも、まさにこのシステムで個人情報を扱うことについての
	説明になっていると感じたので、どちらについてなのか尋ねた。安尾委員
	が指摘されたように、このシステムがどうなのかということが一番興味が
	あるところであり、ポイントだと思うので、標題にあるクラウド化がこの
	諮問で全て承認されたことになってしまうのは、それはそれで問題かと。
	標題と本日の議論、あるいはこの中身は、ちょっとバランスが悪いと考え
	る。クラウド化はクラウド化で、先ほど申し上げたようにもう少し、これ
	から整理しますと。そこが大事なポイントだと思われる。
森隆知委員	まず、根本的なところから質問するが、システムの概要図にあるように、
	おそらく市庁舎の中にあると思うが、災害対策本部にはいわゆる一般的な
	コンピューターがあって、災害対策本部ではそれを利用するということで
	よいか。例えば、災害対策本部には1台か数台か不明であるがコンピュー
	ターがあり、担当職員の方がそれを見ながら、作業するという理解でいい のか。
危機管理課	^^ ^ 。 そのとおりである。茨木市の災害対策本部は事務局が危機管理課であるた
	め、危機管理課の事務用PCなどを使って情報管理を行っている。
森隆知委員	危機管理課以外には、今のところ、貸与されるスマートフォンとタブレッ
	トがあるけれども、その他の部署はパソコンからアクセスはするのか、そ
	れともしないのか。どういう仕組みなのか。
危機管理課	ネットワーク上、庁内のインターネットにつながる環境であれば、このシ
	ステムにアクセスすることは可能である。ただ、システムにログインする
	ためのID、パスワードをそれぞれ、部署や職員ごとに割り振るので、一
	般職員が自由に出入りすることは出来ない仕組みである。
森隆知委員	結局、セキュリティーをどのレベルで保つのかという話になるが、クラウ
	ド内にあるサーバーについては、IPアドレス等でアクセスを制限するの
	か、庁内のマシンでのみとするのか、災害のことを考えると庁内が完全に
	ダウンした場合の切り替え等はどうするのか。庁内からしかアクセスさせ
	ないのであれば、ここがダウンしたらこのシステムは使わないという形にしてヤキュリティーを守るという考え方もある。そうではなく。ここがダ
	してセキュリティーを守るという考え方もある。そうではなく、ここがダ

	議事の経過
発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
	ウンしても事業者が何か設定を変えることでほかの拠点からアクセスでき
	るのであれば、インターネットで接続することができればそこにセキュリ
	ティーホールができてしまうということだ。そこをどうするのかが少し気
	になる。次にこのシステムは、先ほど説明があったが、原則、職員しかア
たまがななて田寺田	クセスしないという理解でよろしいか。
危機管理課	そうである。
森隆知委員	例えば、避難所の管理情報があって、ここの避難所が空いているというような情報な声描えるシスティなは、大佐民の大佐提供大スのではないとい
	うな情報を直接このシステムを使って住民の方に提供するのではないとい
した した機管理課	うこと。 このシステムに関して、IP制限はかけていない。というのも、やはり災
/ / / / / / / / / /	害の時に使うものになるので、 I P制限をかけてしまうとその端末が万が
	一使えない場合、そのシステムにアクセスできなくなってしまうからだ。
	サーバーも関東に置いているので、茨木市で大規模災害があったとしても
	サーバーは無事なので、端末さえ確保できればシステムを運用することは
	可能と考えている。
 森隆知委員	ということはIDとパスワードでアクセスを制限する。つまり、そのID
	とパスワードの管理の仕方をしっかりとする必要がある。今回の諮問に当
	たって、個人情報をどう取り扱うかということになるかと思うが、収集の
	方法で直接収集と間接収集が設定されており、当該本人から直接収集、間
	に職員を挟むということだろうが、タブレット等から住所等の個人情報を
	入力するということか。
危機管理課	そうである。基本的には、通報者の方の個人情報は電話やメールで通報者
	自身から提供された情報になり、「○○の○○さんが現在家の中に閉じ込
	められている」等通報された情報を共有するために掲載する。なので、タ
	ブレット端末やスマートフォンで住所を確認するときには、現場の職員が
	現在地を取得するために使うことを想定している。
森隆知委員	スマートフォンやタブレットから個人情報を入力するのではなく、スマー
	トフォンやタブレットは現場で個人情報を閲覧し、確認するということ
	カゝ。
危機管理課	失礼、語弊があった。確かに、例えば現場に出た職員が避難所にいる方か
	ら提供された情報を端末に入力し、クラウド上に挙げることは考えられ .
+100 L. T. D	3.
森隆知委員	であれば、スマートフォンやタブレットの認証をどうするのか考えないと
	いけない。何かの作業で職員が置いて別の対応をしている間に、別の誰か
	が勝手に見る、メールする等の個人情報の漏えいについてどう対策するの ***
在 燃為珊鈿	か。
危機管理課	タブレットやスマートフォンは、パターン認証やパスコード入力でアクセ

	議事の経過
発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
	ス制限を行うことが第一となる。システムに関しても先ほどのとおりI
	D、パスワードで入力制限を行うことになり、確かに心配な点として漏え
	いのリスクは付きまとうが、第一に考えているのは災害対応を迅速化する
	ため、さらに、その時に確保できた人員だけで対応しないといけないとこ
	ろであるので、できるだけ人数やアクセスできる場所を制限することは、
大阪加 子只	優先順位としては最優先事項からは除外している状況である。 トレンシストル スコートコンスタイプトート第二 ボイス ## 四 ま ## エ エ エ スコー
森隆知委員	ということは、スマートフォンやタブレット等モバイル機器を持っている
	職員も見るが、市民の方から市役所に通報や連絡があった時に災害対策本
Æ→₩ <i>≿</i> стн∋н	部で随時入力する、同時並行でそれを行うのか。
危機管理課	そのとおりである。場合によっては重複するものも出てくるかと思うの
	で、地図上で管理する中で同じことを指していることが分かれば、情報を
本工海禾昌	統合して一つの情報にまとめることもある。
森正治委員 危機管理課	平常時はこのシステムを使わないのか。 平常時もパトロール機能などがあるので、日常的な道路パトロールや水道
厄機官连 昧	平市時もパドロール機能などがめるので、日市的な垣崎パドロールや水垣 管の点検作業に使うことも考えられる。
岡田会長	目の点機作業に使りことも考えられる。 ほかに質問はないか。それでは、質問がないようなので担当課は退席して
岡田云区	はからし、真向なないが。ですしては、真向かないよりなりでは当味は趣用して
	なく。 <質疑応答終了/担当課 退室>
岡田会長	本件議題について、どのように答申すべきかご意見を賜りたい。
森隆知委員	先ほどの案件と同じで、こういうシステムも必要とは思うので、基本的に
MEMOS	は了承したい。ただ、業者との仕様書等と利用許諾契約書(案)があるが、
	緊急の障害があった時の手続きのひな形がないように思われるので、その
	あたりを契約書にしっかりと明記する必要があるのではないか。
安尾委員	このようなシステムは使ってみないとよくわからない側面がある。実際に
,	スマホ、タブレットを持つ職員がマニュアルを持ち合わせない状況で発生
	日、場所、被害状況の入力が入力時間を含めてどの程度うまくいくのかテ
	ストを行い、システムの限界と前提条件を把握して運用に入ることが必要
	ではないか。
森正治委員	避難所開設訓練みたいな時に使われてはどうか。
事務局	おそらく今後は、利用していくことになると思う。余計な話かもしれない
	が、この前の地震の時に法務コンプライアンス課はコールセンターをして
	いた。やはり、雑多な情報が大量に入ってくる。危機管理の職員たちが一
	番苦労したのは、初動での雑多な情報収集の整理だったと思うので、この
	ようなシステムを導入しようと考えているのではないかと推察する。現状
	では、紙の地図を貼ってそこに寄せられた情報を集約していくが、その場
	にいる人にしかわからず、庁内での情報共有が図れなかったことに苦労し
	たというのがあったのでこのシステム導入につながったのではないか。

	議事の経過
発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
森隆知委員	避難情報はビッグデータに役立つ非常に重要な情報だと思う。事業者が
	様々な地域でどういう避難所の利用状況だったのか、ビッグデータを集め
	ていくと、本来これからの災害対策をどうすべきか、国が使うようなデー
	タになる。事業者がどこまで要望や思惑を持っているのかによって、データな個人様担したいないないないは気がある。
	
	ことにつながる重要なデータベースになると思うので、データを事業者に
	ことに フながる 重要な
	が持つのであれば、契約書をしっかり確認する必要がある。個人情報を扱
	うに当たって重要だ。おそらくそれは、もともと危機管理課が持つ、災害
	に関する個人情報の範疇に入る部分だと思う。
岡田会長	諮問を受けて、基本的に同意することになるだろう。条例第11条第2号で
	は、審議会の意見を聞いた上で接続をすることができる、とある。審議会
	としては、例外としての第2号の要件を満たすものであるという判断は妥
	当という答申の主文になるか。そうなるとして、結論だけ出すのは少し心
	配であるため、付帯事項をつける。今回のケースについて何を加えるか、
	もう一度確認したい。最後に森委員が言われたことが一点と、その他留意
	事項や要望を、どういう形で答申書の中に付け加えるか。
安尾委員	やはり一度やってみて、「これはまずい。」ということがあれば撤退する
	勇気を持って、このシステムを導入してみるぐらいの気持ちの方が私は現
**** F	実的だと考える。
事務局	撤退すること自体は、特に問題はない。
安尾委員 森正治委員	データベースを引きずらないシステムだから、その時、その時で。 スマートフォンやタブレット端末についてだが、先ほど指摘があったよう
林止伯安貝	スマードフォンペタブレッド端木についてたが、元はと相摘がめつたよう に、現場で少し席を離した隙に…ということもあるし、ログイン・ログア
	ウトの運用をしっかりしないと垂れ流しみたいになる。端末機器への制
	限、あるいは、もう少し広く言うとセキュリティーについて明確にして運
	用することが必要である。特に現場は混乱しているので、機器が見当たら
	ないこともあるかもしれない。
事務局	ログインしたまま別の場所で対応することがありうる。
森正治委員	最近の端末はすぐログオフすると思うが、それでもやはり数分は開いてる
	と思う。
安尾委員	市役所の勤務時間中を想定して考えるが、災害が夜中に発生した時に北部
	の山の中の職員がわざわざ市役所まで取りに行くのは非現実的だ。そうい
	う職員には機器を常時持たせるのか、それはここの勤務条件に適合するの
	カゝ。
事務局	どの避難所に誰が行くというのは事前には決まっている。

	議事の経過
発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
安尾委員	住まいが山にある人がわざわざここまで取りに来るのか。
事務局	避難物資等は本部から送る。前回もそうで、職員が取りに来ることは極力
	していなかった。
岡田会長	では、そういうことを反映する形で。
事務局	職務代理と調整する。
岡田会長	それでは、本件議題における電子情報処理組織の接続については、市民の
	福祉の向上又は職務の遂行のために特に必要がある場合であって、かつ、
	個人情報について必要な保護措置が講じられていると実施機関が認めるこ とに異議はないか。
各委員	C に 英職なないが。 < 異議なし >
	くがthX ts C /
	議題(3) 【その他】
岡田会長	 議題(3)「その他」について事務局から何かあるか。
事務局	現在個人情報の収集等について、審議会への諮問を検討していると担当課
	から聞いている案件がある。
	マイナンバー法に基づく特定個人情報保護評価の再実施に伴う評価書の第
	三者点検の案件が1件ある。また、未定ではあるが、平成28年に審議した
	防犯カメラ映像の警察への提供について、実施方法の変更を検討している
	ものが1件、今回の案件と同様にシステムの遠隔保守に関するものが1件
	ある。
	会議については、第三者点検のタイミングが、パブリックコメントを実施
	してから行うことになるからかなり先にはなるのだが、来年1月中旬頃に
	開催したいと考えている。できればこの場で日程調整をお願いしたい。
	<日程調整>
岡田会長	事務局からは、以上である。 本日予定されていた議題は全て終了したため、本日の個人情報保護運営審
川云文	一本日子たされていた議題は主て終了したため、本日の個人情報休護連呂番 議会は閉会とする。
	HX \(\tau \) \(\ta
	【閉会】
	以上